

議案第45号

二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年6月5日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

二宮町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年二宮町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の二宮町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた二宮町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（補償の内払）

- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の二宮町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

(議案第45号) 二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は、応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、町は、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は、応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、町は、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>